

## サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

### (趣旨)

第1条 この登録基準は、サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたって、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「高齢者住まい法施行規則」という）に定める基準について、実務上の取扱いを定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準における用語の定義は次のとおりとする。

#### (1) 台所

一般的な炊事を行うことが可能な調理設備で、蛇口やシンク、ガスコンロ又は電磁調理器を備えたものとする。

#### (2) 水洗便所

腰掛式など、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

#### (3) 収納設備

押入れ、クローゼットなど入居者の衣類等私物を保管するために建物と一体で整備されるものを原則とする。ただし、居室内に収納設備を備え付ける場合は、設置者が用意する備え付けタンス等も含むこととし、この場合、登録申請に添付した図面を基本とする。

#### (4) 洗面設備

蛇口や化粧鏡、据付型洗面器などを備えたものとする。

#### (5) 浴室

浴槽及び洗い場などを有するものとする。

#### (6) 各居住部分の床面積

高齢者住まい法施行規則第8条に定める床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第三号に定めるところによることとし、給排水管等のためのパイプスペース等、住戸の専用部分に該当しない部分の面積は除くものとする。

### (設備)

第3条 高齢者住まい法施行規則第9条に定める、共用部分に共同して利用するため適切な台所、浴室などを備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるとみなす基準を次のとおり定めることとする。

(1) 各戸に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合は、それぞれについて共用部分に備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されなければならない。この場合の「同等以上の居住環境」については、第4条から第5条に定めることとする。

(台所)

第4条 共同で使用する台所については、1組以上のコンロ、シンクを備えたものとし、台所を備えていない住戸への入居者数10名につき1組以上備えることとする。なお、食事の提供を行うための調理設備を備えている厨房等を恒常的に開放することが可能であれば、1つの台所として含めても構わない。ただし、サービス付き高齢者向け住宅の入居者数が10名未満の場合はこの限りでない。

(浴室)

第5条 共用部分に備える浴室については、原則として浴室を備えていない住戸への入居者数10名につき1か所以上備えることとする。なお、通所系の事業所にある浴室等を恒常的に開放することが可能であれば、1つの浴室として含めても構わない。ただし、サービス付き高齢者向け住宅の入居者数が10名未満の場合はこの限りでない。

(居間、食堂に供する部分)

第6条 高齢者住まい法施行規則第8条により、各居住部分の床面積を25㎡未満とする場合に設置される共同の居間及び食堂にあっては、原則として建物内に1か所設置するものとし、規模については25㎡に満たない住戸の居住者数に2㎡を乗じて得た面積以上とする。

(登録申請書に添付する書類)

第7条 高齢者住まい法施行規則第7条第1項第12号のその他都道府県知事が必要と認める書類については、次のとおりとする。

- (1) 高齢者住まい法施行規則第11条第1項イにおける配置職員に係る雇用契約書の写しなど従事者との雇用関係及び勤務条件を確認できる書類
- (2) 高齢者住まい法施行規則第11条第1項ロに該当することが確認できる資格者証等の写し
- (3) その他協議過程で必要と定める書類

附 則

- 1 本基準は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 本基準の施行の日までに、既に着手しているもの、若しくは国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の事業採択通知を受けているものについては、本基準を適用しない。

ただし、本基準の施行後に増改築、大規模修繕が行われる場合は、本基準に適合するよう求めるものとする。

附 則

- 1 本基準は、平成31年4月1日から施行する。